

レジャーダイビング認定カード普及協議会  
(Cカード協議会)

2010年5月定例会議議事録

◎ 開催期日：2010年5月13日（木） 午後16時00分より

◎ 開催場所：(株)PADI JAPAN 会議室

◎ 出席者（アルファベット順：敬称略）

☆BSAC JAPAN	株式会社エヌズ	星寄	浩一
☆CMAS=JEFF	株式会社ジェフ	後藤	勝之
☆DACS	セントラルスポーツ株式会社	市原	隆久
☆PADI	株式会社パディジャパン	中野	龍男
☆SSI	株式会社SSIジャパン	栗山	禎尚
☆STRAS	水中活動研究所有限公司	岡本	康男
☆JP	JPインターナショナル	田中	大祐
☆オブザーバー	静岡県ダイバーズ協議会	渡辺	守
		我妻	亨

1. 進行／記録：事務局 宗田

2. 定例会議事

① 第一号議案：BSAC Cカード協議会活動自粛の件

- C協宛てに細川氏から提出された「業務改善報告書」について、出席者より以下2点について確認がなされた。
  - BSACが指導機関という立場で、当該店舗及び同スタッフに対し、何か具体的処分が下されたのか？
  - 「業務改善報告書」に「本件改善についての第三者監査機関として、社外にコンプライアンス委員会を設立し、これまでの弊社の取り組みとこの度の行政処分に係る原因を究明し、弊社対策についての報告書を検証及び承認していただきました。」と、記載されているが、第三者監査機関の実態を明らかにしていただきたい。
- 上記に対し、BSAC星寄氏から以下の説明があった。
  - 本件は既に行政処分を受けている上、改善事項はビジネス面の改善であり、トレーニング面の問題では無い為、指導機関としての処分は下していない。
  - 「第三者監査機関」とは、弁護士で構成する組織をいう。
  - 改善後、それぞれの店舗のマネージャーに於けるチェック機能を強化した。顧客からの要望等は全て同マネージャーが一度内容を確認し、判断したうえで現場が動けるように、仕組みを再構成した。
- 上記質疑応答の結果、Cカード協議会としてはBSACの改善努力を理解し、C協加盟の各社がその一員として、対外的に説明できる状態になったと認識し、本定例会をもって復帰を承諾する事となった。

② 第二号議案：看板代金支払いの件

- 事務局から、田中看板店からの請求書及び請求金額¥180,000-が提示され、これに振込み手数料が発生するとの説明があり、その上でここに提示した金額を会員均等割で支払う提案があった。
- 上記に対し出席者から、端数が発生するなら一律¥21,000-を納め、差額はC協口座にプールする提案がなされ、出席者全員の合意となった。
- 上記、決議の基5月中に事務局から会員に対し、¥21,000-の請求書を送付する事となった。

③ 第三号議案：その他

- 体験ダイビング事故について、以下の意見交換があった。
  - 体験ダイビング事故の判決は、海況、参加者の状況に合わせた人数制限を示すものであった事が確認された。
- レジャーダイビング産業協会の優良ガイド、優良ショップについて、以下の意見交換があった。
  - レジャーダイビング産業協会ではどのような制度を定めているのか？また、その実態はどのようなものか？C協として確認していく提案がなされた。
  - これに対し、C協自体が定義する「ガイド」「ショップ」を明示する事を優先する意見があった。
  - 結果、ISO規準をベースに「ガイド」「ショップ」のC協指針を作成する事となった。

以上